

## 入会および会費に関する規程

一般社団法人三浦市観光協会

# 一般社団法人三浦市観光協会入会および会費に関する規程

## (目的)

**第1条** この規程は、一般社団法人三浦市観光協会（以下「協会」という。）定款第6条および第7条の規程に関して必要な事項を定めるものとする。

## (入会)

**第2条** 定款第6条の規定に基づき協会の会員になろうとする者は、入会申込書（様式第1号）を、書面または電磁的方法により提出し、入会金3,000円を納入のうえ、理事会の承認を得なければならない。

## (会費)

**第3条** 正会員の会費は、次の区分により毎年度会費を納入しなければならない。

- (1) 正会員のうち個人会員：1口1,000円として10口以上を納入する個人
- (2) 正会員のうち企業・団体会員：1口1,000円として20口以上納入する企業・団体会員
- (3) 賛助会員：1口3,000円として10口以上納入する個人、法人または団体

## (会費の納入)

**第4条** 会費は、毎年度6月末までに納入するものとする。

## (委任)

**第5条** この規程の施行に関し、必要な事項は会長が別に定める。

## 附 則

この規程は、一般社団法人三浦市観光協会設立の登記の日から施行する。

附 則（令和8年1月4日改定）

この改定規程は、令和8年1月4日から施行する。

制定日 平成26年4月1日

改定日 令和8年1月4日